

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行っていましたが、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたことなどにより、大学共同利用施設として保有していたキャンパスイノベーションセンター東京及び大阪の売却契約を平成24年3月30日に締結し、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学への売却が完了しました。

また、一橋記念講堂・会議室等についても、売却契約を平成24年5月14日に締結し、国立大学法人一橋大学への売却が完了しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成24年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業の実績

① 一般概況

平成24年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、34の国立大学法人の83事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金として、53,466百万円の貸付を行いました。

なお、翌年度繰越額10,153百万円については、想定外の地盤、地中埋設物、土地汚染の発覚に対する処理等に不測の日数を要したこと、免震構造の建物を建設する場合の国土交通大臣の認定に想定よりも時間を要したこと等によるものです。

また、貸付不用額2,478百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったこと等によるものです。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金（施設整備費）	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金（病院特別医療機械整備費）	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成24年度に貸付を行った34の国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成24年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(30法人) (42事業) 41,790	(18法人) (21事業) 9,763	(31法人) (63事業) 51,554	(30法人) (62事業) 39,877	(13法人) (13事業) 9,521	(19法人) (26事業) 2,156
病院特別医療 機械整備費	(19法人) (19事業) 13,581	(3法人) (3事業) 963	(21法人) (22事業) 14,544	(21法人) (21事業) 13,589	(1法人) (1事業) 633	(9法人) (9事業) 323
合 計	(34法人) (61事業) 55,371	(19法人) (24事業) 10,727	(35法人) (85事業) 66,098	(34法人) (83事業) 53,466	(14法人) (14事業) 10,153	(23法人) (35事業) 2,478

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

⑤ 調達実績

平成24年度の調達実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発行額	財政融資資金		債 券 発行額	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	41,790	9,763	—	30,146	9,731	—	9,521	2,156
病院特別医療 機械整備費	10,110	963	3,471	9,154	963	3,471	633	323
合 計	51,900	10,727	3,471	39,301	10,694	3,471	10,153	2,478

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 債券発行額は既発行債券の償還分（1,529百万円）を除いた額です。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

平成24年度の貸付金の回収状況及び財政融資資金等への償還状況は、以下のとおりです。
(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償 還 額	年度末 債務残高	利 子 支 払 額	元 金 回 収 額	年度末 債 権 額	利 子 回 収 額
財政融資資金	391,752	39,301	10,694	20,111	421,635	5,192	23,582	446,634	5,617
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	210			
合 計	416,752	44,301	10,694	25,111	446,635	5,402			

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。
- ※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還額（17百万円）が含まれています。
- ※ 国立大学法人からの利子回収額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金（158千円）が含まれています。
- ※ センターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う補償金（76千円）が含まれています。
- ※ 国立大学法人からの元金回収額と当センターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当しています。
- ※ 国立大学法人からの利子回収額と当センターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当しています。
- ※ なお、平成25年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは、平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

- ③ 承継債務の償還状況
平成24年度の承継債務の償還実績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償 還 額	年度末 債務残高	利 子 支 払 額	元 金 回 収 額	利 子 回 収 額
附属病院整備 に係る債務	1,000,987	437,793	54,949	382,844	10,622	54,949	10,622
附属病院整備以外 に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	437,793	54,949	382,844	10,622	54,949	10,622

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。
 ※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。
 ※ 平成24年度の債権回収については、要回収額54,949百万円に対し、その全額を回収し、回収額については、全額を国に償還しました。
 ※ なお、平成25年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

平成24年度は、施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の100事業に対し、施設整備等に必要な資金として、5,501百万円を交付しました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種 類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現 金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現 金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現 金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

- ※ 当該承継額は、平成16年度において独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定による整理を行った後、翌事業年度以降の交付事業の財源に充てるため、センター法第15条積立金として計上され、平成24年度末現在、259億円となっています。

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（原則100分の50）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成24年度は、9国立大学法人から275百万円が納付されました。

③ 交付実績

平成24年度の交付実績は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (100事業) 5,501	(90法人) (100事業) 5,485	(89法人) (98事業) 5,399	(1法人) (2事業) 77	(5法人) (10事業) 25
不動産購入費	—	—	—	—	—
施設整備費	—	—	—	—	—
合 計	(90法人) (100事業) 5,501	(90法人) (100事業) 5,485	(89法人) (98事業) 5,399	(1法人) (2事業) 77	(5法人) (10事業) 25

(4) 旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは、法人設立当初、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面 積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み。
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	98億円	平成16年度に2万2千㎡を売却。 平成23年度にセンターの5千㎡と広島大学の3千㎡の土地交換を行った。 平成25年度に広島市へ6千㎡譲与。
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	平成19年度から段階的に売却しており、平成24年度までに約18千㎡売却済み。未売却の土地は国立新美術館用地として貸付中。

② 上記財産の本年度における管理処分状況は、以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地は、平成18年に広島市と広島大学が中心となり立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」としての利用を図るべく、これまでに土地の整形化及び既存建物等の処分等を実施しました。

当センターが現在保有している3.8ヘクタールについて、当該プロジェクトの事業実施予定者が広島市及び広島大学により選定されたことから、平成25年度内の売却に向け、手続きを進めています。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところです。

平成24年度は、平成24年4月24日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、同年5月1日付で所有権を移転しました。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行っています。

なお、平成25年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定です。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成24年度の経常利益は、△2,288百万円となっています。

なお、施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合には、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成24年度
経常費用	24,699
経常収益	22,411
経常利益	△ 2,288
当期純利益	△ 2,288
当期総利益	—
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	2,288

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成24年度末の資産は、856,825百万円となっています。このうち382,844百万円は、承継債務負担金債権であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが、国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

		平成24年度
資産の部		856,825
負債の部		830,919
純資産の部		25,906
負債純資産合計		856,825

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は235頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。) さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金(附属病院等の整備を対象)及び施設費交付金があります。

第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)においては、大学が、高度化、多様化する教育研究活動に対応し、優れた人材を惹き付けるとともに、国際競争力の強化、産学連携の推進、地域貢献、さらには国際化を推進するためには、十分な機能を持つ質の高い施設や設備を整備する必要があるとされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行うことにより、国立大学等の施設と設備の整備や高度化、安定的な運用確保に向けた取組みを促進しています。

(2) 国立大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は、現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30~40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は、将来の国立大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

○ 附属病院の運営費交付金について

文部科学省では、当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対して、病院の診療機能に支障を来さないよう、自己償還比率の10%を超える額を「特別運営費交付金」として予算措置しています。

(参考)

国立大学附属病院一覽

	大学名	区 分
1	北海道大学	大学病院
2	旭川医科大学	病院
3	弘前大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院
5	秋田大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院
		研究所附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院
13	富山大学	大学附属病院
14	金沢大学	大学附属病院
15	福井大学	医学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院

	大学名	区 分
22	滋賀医科大学	医学部附属病院
23	京都大学	医学部附属病院
24	大阪大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
25	神戸大学	医学部附属病院
26	鳥取大学	医学部附属病院
27	島根大学	医学部附属病院
28	岡山大学	大学病院
29	広島大学	大学病院
30	山口大学	医学部附属病院
31	徳島大学	大学病院
32	香川大学	医学部附属病院
33	愛媛大学	医学部附属病院
34	高知大学	医学部附属病院
35	九州大学	大学病院
36	佐賀大学	医学部附属病院
37	長崎大学	大学病院
38	熊本大学	医学部附属病院
39	大分大学	医学部附属病院
40	宮崎大学	医学部附属病院
41	鹿児島大学	大学病院
42	琉球大学	医学部附属病院

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれていますが、特に記載のない限り、当該事項は、当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が、当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画（以下「整理合理化計画」といいます。）」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされましたが、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「整理合理化計画」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされました。

なお、参考までに「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日付閣議決定）に関しては、内閣府ホームページ（http://www.cao.go.jp/sasshin/091225_doppou.pdf）において公表されています。

○ 行政刷新会議における事業仕分けの結果を受けて

行政刷新会議における検討を踏まえ、平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

なお、当該閣議決定の（別表）「各独立行政法人について講ずべき措置」における当センターに係る記載、及び当該措置に対する平成24年7月1日時点の実施状況は以下のとおりです。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し （承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。 （平成24年度予算：51,991,398千円[うち運営費交付金：91,398千円、財政融資資金：51,900,000千円]）
施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し （旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。 （平成24年度予算：運営費交付金：38,576千円）
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。
高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運營業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運營業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。 （政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）
事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有権者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。 （政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。
法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めている。現在、3法人との間で新法人の組織体制の在り方の検討や統合に向けて必要な作業の洗い出しを行っているところである。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく取組みを踏まえ、平成24年1月20日には「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。

当該閣議決定の（別紙）「各独立行政法人について講ずべき措置」における当センターに係る記載は以下のとおりです。

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- ・大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- ・国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- ・統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- ・日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。

なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。

全文に関しては、内閣府ホームページ（http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf）において公表されています。

その後、平成25年1月24日に「平成25年度予算編成の基本方針」が閣議決定され、その中で「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結されることになりました。

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）

注記2

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

全文に関しては、内閣府ホームページ（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/2013_yosanhensei.pdf）において公表されています。

なお、平成25年12月24日には「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該閣議決定の（別紙）「各法人等について講ずべき措置」における当センターに係る記載は以下のとおりです。

【大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター】

- 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。

全文に関しては、内閣府ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf>）において公表されています

(参考)

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいいます。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は、設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は、1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については、金利見直し制度を導入するとともに、平成24年度の貸付は、財政融資資金借入金利に0.2%上乗せした金利で貸付を行いました。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは、平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成25年3月末時点で382,844百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが、財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる、若しくは、市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターでは、内部統制・コンプライアンス（法令遵守）の徹底及び監事監査、内部監査室による監査により、センター業務が適正に行われているか監査を行うとともに、職員に対する事務手続きにおけるチェックの徹底、教育の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析

(1) 平成24年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、858,375百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の856,825百万円が全体の99.82%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権が382,844百万円であり法人単位の総資産額の44.6%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.95%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部		1,550	856,825	858,375
	負債の部	391	830,919	831,310
	純資産の部	1,159	25,906	27,065
負債純資産合計		1,550	856,825	858,375

(2) 平成24年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、24,961百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の24,699百万円が法人単位全体の98.95%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で22,674百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における22,411百万円が法人単位全体の98.84%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は10百万円となっています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	261	24,699	24,961
経常収益	262	22,411	22,674
経常利益	1	△ 2,288	△ 2,287
当期純利益	△ 11	△ 2,288	△ 2,299
当期総利益	10	0	10
国立大学財務・経営センター 法第15条積立金取崩額	0	2,288	2,288

(3) 平成24年度におけるキャッシュフローの状況について

当センターの法人単位全体における業務活動によるキャッシュフローは、25,562百万円の増加、投資活動によるキャッシュフローは、2,991百万円の減少、財務活動によるキャッシュフローは、26,157百万円の減少となっています。その結果、資金は3,586百万円減少となり、資金期末残高は2,997百万円となっています。

〈各勘定別のキャッシュフローの状況〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュフロー	73	25,490	25,562
投資活動によるキャッシュフロー	934	△ 3,925	△ 2,991
財務活動によるキャッシュフロー	△ 1,078	△ 25,078	△ 26,157
資金増加額(△減少額)	△ 72	△ 3,514	△ 3,586
資金期首残高	576	6,007	6,583
資金期末残高	504	2,493	2,997

(4) 平成24年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、5,286百万円となっています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

〈各勘定別の行政サービス実施コスト計算書〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	247	2,288	2,535
II 損益外減価償却相当額	59	—	59
III 損益外減損損失相当額	3,749	—	3,749
IV 損益外除売却差額相当額	9	—	9
V 引当外賞与見積額	△ 5	—	△ 5
VI 引当外退職給付増加見積額	△ 1	—	△ 1
VII 機会費用	19	—	19
VIII (控除) 国庫納付額	△ 1,078	—	△ 1,078
IX 行政サービス実施コスト	2,999	2,288	5,286

(5) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については、当センターのウェブサイトより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融资を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成25年度	4億円	29年間

政策コスト分析については、231頁「第5 経理の状況 6. 平成25年度政策コスト分析」に掲載しています。